

## 本日の会議に付した事件

平成31年第1回山元町議会定例会

平成31年3月14日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 9号 平成30年度 東基復工3号 山元東部地区非農用地造成その3工事  
請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第10号 平成30年度 東基復工4号 山元東部地区非農用地造成その4工事  
請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第11号 平成29年度（繰） 山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の  
変更について
- 日程第 5 議案第12号 平成29年度（繰） 社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去  
工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第13号 平成29年度（繰） 社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工  
事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第15号 平成30年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第16号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第17号 平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第18号 平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第19号 平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第20号 平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第28号 平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の締結につ  
いて
- 日程第15 議案第29号 平成30年度（債務） 漁復1号 磯浜漁港漁具倉庫新築工事請負契  
約の締結について
- 日程第16 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第 1号 山元町森林環境整備基金条例（委員長報告）
- 日程第20 議案第21号 平成31年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第21 議案第22号 平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第23号 平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第23 議案第24号 平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第24 議案第25号 平成31年度互理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）
- 日程第25 議案第26号 平成31年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第26 議案第27号 平成31年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第27 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第28 議員派遣の件

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成31年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、12番青田和夫君、1番岩佐哲也君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

長送付議案等の受理。町長から議案等5件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。産建教育常任委員会委員長並びに予算審査特別委員会委員長から審査報告書が、総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書と産建教育常任委員会委員長から委員派遣報告書がそれぞれ提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果の報告。議員派遣結果の報告書が提出されましたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。一部事務組合等議会の報告書が提出されましたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第9号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。それでは、議案第9号平成30年度 東基復工3号 山元東部地区非農用地造成その3工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本案件は地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。議案の概要につきましては、第1回定例会配布資料No.12でご説明しますのでお聞きください。では項目ごとに説明いたします。

契約の目的は記載のとおりでございます。

契約の方法については9社による指名競争入札でございます。

契約金額は8,089万2,000円で消費税を含みます。落札率は82.05パーセントとなります。

契約の相手方は株式会社ヤマムラでございます。

工事の場所は記載のとおりでございます。

工事の概要につきましては、非農地造成1カ所で、面積が1万6,506平米、排水路につきましては、排水路工ヒューム管600型が132メートル、道路用側溝300A型が2

8.1メートル、あと盛り土造成及び雑物撤去が一式でございます。

工期については記載のとおりとなります。

次に、別添図面をお開きください。

場所の詳細はJR坂元駅よりも東側、県道坂元停車場線沿いの赤で着色した部分となります。

東部地区の圃場整備の中で非農用地を所有する地権者の中で換地後もみずから利用したいと希望している方々が利用可能とするため、隣接道路高程度まで盛り土工事を行う工事でございます。盛り土高、大きい部分で2.95メートル、小さい部分で0.45メートルの盛り土高となります。あわせまして、周辺影響する排水路工事を行うものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この入札執行調書の中から失格者が出ているんですが、この理由について。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。失格につきましては、最低制限価格以下であったため、失格となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、どなたも同じ札だの価格で、それ以上だとかなり離れているというこの結果をどう見ているかです。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。各業者さんが入札した結果がこのとおりであるということで、その後、聞き取りとかは全くしてませんので、このとおりであるという結果だけでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと疑問というか、あと、この予定価格というのは公表されている。予定価格については大体一番上の8番目のそのあたり、9,128万円ということだから9,200万円というようところが多分予定価格なのかな、予定価格というのは公表されてっからあれなんだけども、そこからぶくっていくと、全体のこの数字を見つと、ちょっと不思議だなという素朴な疑問が湧いてきたので確認しているんですが、普通、多分にこの工事そのものというのはそんなに難しくない工事というようなことからこういった業者対象に、とりわけ地域というか、地元企業を優先した形での指名ということだろうと思うんですが、この辺の差が余りにも2,000万円も最低価格だと、最低価格の人は、大体その辺にたむろってっというんでないな、この表現は、そこに何か集中しているというこの数字結果から見ると、何かがあるのかなんていう疑問があったので確認したわけですが、何かがあったのかなという質問に対しては何もありませんと言わざるを得ないかと思うんですが、とりあえず確認します。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。何かがあったのかなというご質問ですけども、そこら辺は私たちははかり知れないところですので、何もなかったと私は思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、同僚議員が聞いた中で、落札者、その横にコメントが、くじにより落札決定と書いてありますけど、この意味はどういうことなんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらのくじにより落札決定とはどういうことかということ

でございますけども、入札の結果、一番最低の金額を示した方は失格となったわけですが、次点の金額を示した方が2社ございました。その場合にはくじによりまして落札者を決定するという方式をとっているものでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。8番目と2番目のくじ引きをやったと、その理解でいいんですかね。いや、違う、1, 325番と32番がやったと、その了解でいいんですよ。そして、これ失格は低入の理解でいいんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。失格となった業者につきましては、最低制限価格を下回ったため、失格となった。（「低入割れしたということね」の声あり）低入割れ、最低制限価格を下回ったということでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部均君）これから議案第9号平成30年度 東基復工3号 山元東部地区非農用地造成その3工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部均君）日程第3. 議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。それでは、議案第10号平成30年度 東基復工4号 山元東部地区非農用地造成その4工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、第1回議会定例会配布資料No.13でご説明しますのでお聞きください。

項目ごとに説明いたします。

まず、契約の目的は記載のとおりでございます。

契約の方法は9社による指名競争入札でございます。

契約金額は6,436万8,000円で消費税を含みます。落札率は82.82パーセントとなります。

契約の相手方は、株式会社クリワダでございます。

工事の場所は記載のとおりでございます。

工事の概要につきましては、非農用地造成が1カ所で、面積が1万8,973平米、盛り土造成及び雑物撤去が一式となります。

工期は記載のとおりとなります。

次に、別添図面をご覧ください。

場所の詳細は、旧中浜小学校より南側、県道相馬亘理線沿いの赤で着色した部分となります。

目的は先ほどの議案9号と同じで、みずから利用したいという地権者のために隣接道路高まで盛り土工事を行うものでございます。平均の盛り土高が約65センチ程度の盛り土高となります。また、中には管理用の管理道路を敷く予定となっております。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。予定価格が示されていると思うんですが、この一番大きい8番目の価格ってというのは予定価格より多いのではないかと推測されるんですが、いかがでしょうか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。議員申しました8番目というのは、亘理土木さんの額でよろしかったですか。（「2つあっぺ」の声あり）はい。（「そうです、そうです。7, 196万5, 000円というのが予定価格よっか上でないかという」の声あり）予定価格と同額になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、落札率というの違うんでないか、細かい話なんですけど、確認の意味で。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。No.13の落札率82.82ですけども、82.8218ということで、四捨五入で82.82となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでしょうかね、俺の計算だと、8282の71963と2,000円違う。それはさらに小数点以下の部分を追っかけていけばそういうことなんでしょうが、とあわせて、ここでも先ほどの、ちょっと基本的なことをちょっと確認したいんですが、今後のこともあってね。予定価格と最低制限価格というの、この間、ずっとそういう形で進めてきたと思うんですけども、その設定の条件というか、工事の内容によってはいろいろ20パーセントとるとか、30パーセントとるとか、10パーセントの間とかというふうなことだとは思いますが、その辺の設定条件というか、というのが示されているのか、最低制限価格、教えねというんだからその辺のあれは示す必要はねえべげんとも、皆さんが決めるときにはそういうある程度、要件、条件というのはちゃんと定められた中でこういった最低制限価格を設定しているのかどうか、あるいは予定価格は設定しているのかどうかということを確認して、一般論というか、的な形で。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。最低制限価格の設定の方法ということでございますけども、山元町につきましては、予定価格を公表で最低制限価格は非公表という取り扱いで入札を行っております。

他の市町村においては、最低制限価格制度を設けている市町村、他の市町村によっては最低制限の価格の出し方、そういったものを示した上で入札を行っている市町村もございます。これはそういった場合には、そういう市町村においては、予定価格を公表しないで最低制限価格はこういう出し方で決めてますよ。なので、最低制限価格というのを把握した上で入札を行う。

我が町においては、最低制限価格はこちら内部で計算させていただいておりますけれどもそこは非公表のままで、予定価格を公表する方式をとっているというようなこととございますので、ご指摘ありましたように、どういう最低制限価格の設定を示しているのかということにつきましては、我が町においては示しておりませんということとございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。公表していないのはたびたび確認しているところですから、それは納得するかしないかは別にして、私が聞きたかったのは、予定価格と最低制限価格の出し方というのは、これをまた公表しなくていいんですけども、町のほうとして設定について、例えばその間は20パーセントでとっているんだとか、15パーセントでとっているんだとか、一律にそういう形で決めてんだと。100万だったら、予定価格100万だとしたら20パーセントで最低は80にしているんだとかという決め方があるのかどうか、あるいはその事業事業、工事工事によっていろいろ難度の高さ、低さ、何かにとというのがあって、そういう事業の工事の中身によって10パーセントに抑えるとか、いや、もっと幅とって30パーセントにするとか、そういう町として規定、きまりをつくっているのか、あるのか、ないのかということの質問でした。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。我が町においては、その工事によってその辺は何というんでしょうか、工事の内容によりましてそういった価格を設定していると、やり方を考えて検討して価格を設定しているということとございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。というと、その時々でその差は町で決めるということとやっているのね。というかね、この中身と先ほどの中身を見てみると、どうも最低価格にうんと近いところがとれている。その前のやつは失格もあったから、失格というのはあくまでも最低制限価格を見越して一番安いとこっていう、その今の前のやつとはその差が余りに近過ぎているということで、その間に最低制限価格というのを設定しているんだらうなということは十分に推測される場所なんだけども、その辺に群がっているという事実、こっちにしても5,975万と5,960万と、下から1番、2番ね。というところ見ると、多分最低制限価格は5,950万から55万というところに設定しているのかなと。とずっと、かなり近い最低制限価格で、結果、この2社はどうしたのかなということが推測、臆測されるということから、そういった部分というのはある一定決まっています、その事業事業ということとなくて大体決まっています、それを業者のほうで推測してそこに当ててそれに近いところでぶつけているのかなというのがこの2社の内容結果を見ると推測されるだけけんども、ということなんです。あくまでも推測の話ですから、非常に何を言いたいかということ、この2社の入札結果を見ると、ちょっと何かあるのかなと、さっき言ったのは、というのが推測されるということとを申し述べて、最低制限価格を公表できないんだということから出発すれば、何の質問しているんだというようなこととこっちを見ている人もいるから、これで終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。2点だけお伺いします。

この応札者の落札率をちょっとずっと教えていただけませんか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。落札率の率です。では、添付書の入札執行調書の上から順番にお話ししていきます。

まず1番目、野村建設さんが87.54パーセント、三宅建設さんが100パーセント、ヤマムラさんが99.91パーセント、岩見組さんが98.66パーセント、安田工務店さんが91.71パーセント、次に、渋谷組さんが95.88パーセント、次に、横山産業さ

んが83.03パーセント、ワタリ土木さんが100パーセント、クリワダさんが82.82パーセントでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。落札率はわかりました。それで、この工事は、非農用地の造成工事  
でありますよね。この業者の方は非農用地に関して造成の経験はあるんですか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。非農用地をくくってはなかなか特殊な工事なん  
ですけども、一般的な宅地造成盛り土工事の実績はあります。

12番（青田和夫君）はい、議長。宅地工事と農用地の造成というのは非常に難しい。そういう意味で  
聞いてます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。今回の工事は、非農用地、雑種地であったり、  
もともと宅地の跡地であった土地を動かして農地以外、物置小屋であったり資材置き場に使  
うためにする盛り土工事なので、一般的に農地の客土工事とはまた別なものでございます。  
（「わかりました」の声あり）

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから議案第10号平成30年度 東基復工4号 山元東部地区非農用地造成  
その4工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（阿部 均君）日程第4. 議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第11号平成29年度（繰）山下地区  
地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の一部に変更が生  
じたことから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を要するので提案するものでございま  
す。

議案の概要につきましては、配布資料No.14で説明をさせていただきます。

それでは、主なものについて説明をさせていただきます。

1、契約の目的ですが、記載のとおりとなっております。

2、契約の相手方ですが、株式会社東北リアライズ、その他、記載のとおりとなっており  
ます。

3、契約金額です。現契約額4,775万7,600円、これを978万5,880円増

額しまして、5, 754万3, 480円に変更するものでございます。増額率としましては20.49パーセントとなっております。

4、工事の場所ですが、記載のとおりとなっております。

5、契約の概要、変更分となりますが、現契約伐木運搬処分工100立米計上しておりますが、これを630立米増嵩しまして730立米に増嵩する内容となっております。

工期は記載のとおりとなっております。

7、変更の理由でありますが、次3枚目に図面をつけておりますけれども、この赤の部分、伐木の範囲でありますが、この立木調査及び文化財、埋蔵文化財調査に伴う伐木範囲の拡大によりまして伐木、伐竹の運搬処分量がふえたものとなっております。

8番の議決の経緯は記載のとおりとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

10番高橋建夫君、質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの説明の中で7番の変更理由、これに伴う工期が平成31年の3月29日となっておりますが、これは厳守できるのかどうかお伺いいたします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。済みません。ちょっと説明が不足しておりました。

こちら補助事業になっておりますので、国の繰越承認がまだおりておりません。これは繰越承認がおりた時点でこちら11月いっぱいまでの工期に変更する予定となっております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。変更なんです、変更理由見てみますと、埋蔵文化財調査に伴う、あるいは立木調査に伴う範囲の拡大というのが大きな理由になっているようですが、そもそもあの地域に埋蔵文化財調査ということなんですが、その辺の知識はなかったのかどうか、当初ね、知っていれば、当然、こういうことも考えられる、考えられる中での当初予算編成というか、当初の価格の決定と、金額の決定ということになるかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。まず、埋蔵文化財の所在地であるということは認識しておったところなんですけれども、具体的に現地のほうに踏査をして埋蔵文化財調査するには、この部分を、例えば運搬路にするとか、そういった現地を踏査しての調査というものは発注時点ではしていなかったと。ある程度、現場が動いてきて人が入れるように通路をつかって現地踏査した結果、この部分の伐木が必要だという形である程度、面積が確定してきたという内容になっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。わかっていたというならば、それなりの手続があるかと思うんですが、というのは、こういうのは一般的なのかどうかかわかんねけど、最初からわかっていてこれ以降、こういうことが起きてくる可能性あつからさらに工事量がふえますよ、工事量というか、事業量がふえますよとかっていうのをもう最初から応札というか、入札する際にこういう条件での内容の入札ですよというようなことがあつてしかるべきではないかと。そのことによって参加する企業が生まれてきたり、ああ、そいなんだったらやんねわというのが生まれてきたりとか、もしこれ、この企業で最初の契約内容だったらできけんとも、そいな事業、拡大さつたらできないというのが、能力との関係でというのも、これ素人の考えなんだけど、プロではそんなことないよということであればあれなんだけど、というよう

な中でこれは提起しなくちゃならない問題ではないかと思うんですが、というのは、この間、ずっと変更、変更、変更、変更って。そして、この変更額も20.49パーセント増という大きな変更になっているんですよね。というふうなことを考えると、ちょっとこの辺、このやり方、入札契約の取り組みにちょっと問題があるのではないかと。そして、このやり方、こういうことについてはこの間もその都度、その都度、確認している話なんですけど、ここまですると、やっぱり簡単にそうそう、結局最初はちゃっこく見積もってやって、そして後は変更、変更の中でどんどん利益につながるようなことやっていけば、最初、うんとちゃっこくやって入れてもいいというような企業だって生まれてくるし、あるいは目いっぱい頑張っているところは、とにかく大変だからそこまずとってこれでまた回転しましょうというときに、能力、実力なかったのがいきなりこのくらいの増額っていうのを変更という形でやったら、これはいづれにしても大変でないのか。こいつ立米当たり1万5,000円かかる。10トン車で6立米、相当な事業の増ということになっかと想定するんだけど、その辺について考え方、どうなんでしょうか。埋蔵文化財がわかってたというなら、わかっているの中身にしなくちゃならないとも思うんですが、その辺も含めていかがでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、事前に把握できる部分については、今後なるべく変更のないような形で事業のほう、進めていきたいというふうに思っております。

あと、変更する理由としまして、どうしてもこちらの事業、補助事業になっておまして町に交付されている事業というのは限りがあります。それ以上、例えば伐採の金額がふえたとしても、その足りない部分については町の、例えば単独費で処理するという場面、ありますけれども、場合によっては請け差の部分がある程度、考慮した形で計画を立てるという場合もあります。今回の場合だけではありませんけれども、おっしゃるとおり、事前に把握できるものについては把握をして事業のほうを進めていきたいというふうに思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明で納得できるかというのと、納得できないんだけど、今後の取り組みについては、今のよう形、話はあるんですが、本当に頻繁に変更契約、変更契約、もうあってしかるべきというようなことがこの間、ずっと続いている。そういうあり方っていいのかどうか、大いに疑問があるということで終わります。いや、答え求めてねえんだからいいんだわ。

議長（阿部均君）遠藤さん、今のやつ、もう一回。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。もう一回言うと、なかなかあいつたべから、何回も続いているこういう形は。そして、今はそういう事前調査もあれしてというようなこともあつけど、そいなのたびたび聞くんだけど、結局また同じような繰り返しで続いてきているということで、しかし、ここですぐにそういう答えを求めても多分なかなか大変だろうと思うから、私はこういうやり方については大変問題がある、疑問があるということを伝えて終わります。

議長（阿部均君）課長ですね、これ埋蔵文化財、どうしても変更が大きくなるんですけども、これ基本的に工事に入る前にそれを調査するとか、出て初めてそういうふうな部分に対応するのか、あるかないのかに事前にお金をかけるのもいかがなものかとは思いますが、そういうふうな部分、少し明確な基準か何かは町では持っておるのでしょうか、その辺、皆さんにお伝えしていただければ、少し理解力が深まると思いますんで。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。公共工事、一般的なお話なんですけども、変更の内容に事前に調査することは可能です。ただし、コストも同様にかかります。事前にこの立木の

調査を今回の業者が入ったときと同じような形で把握するとなれば、事前に木を伐採して調査するための搬路をつくって、それなりの委託をする必要があります。例えばある程度、数百万単位でのコストがかかるという形になります。

じゃ、それをある程度、見込んで発注することがいいのかとなれば、もしかすると、それは見込みどおりに必要かもしれませんけれども、もしかすると、見込みが過大でそこまでの金額が必要なかったという場合もあります。我々としては、無駄な事業費というのは使えませんので、ある程度、想定でき得る加減のあたりで事業をまず発注をして、その後は専門の会社が入った時点で調査を実施して現地に合わせて変更するというようなやり方で実施しております。

議員おっしゃるとおりに事前に全て、すべからく調査を実施して工事を発注するというのは理想だと思います。確かにそれが一番間違いないのかなと思います。ただし、それに伴うコストという問題が常につきまとうといったこともあります。

今回の案件につきましても、やはりその辺のバランスの問題かと思いますが、我々としては、コストと実際の工事の進捗を考えれば、今回のやり方というものは、それほど逸脱しているものではないのかなというふうな認識でおります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話になるとまた違ってくるんだけど、この埋蔵文化財調査とか立木調査というのはこの会社がやるんだべ。あっ、違うのか、なるほどね。でも、そういうことでも減額というのもあるわけだ、これまで減額でも認めたときあるんだから、出されて。見込みを過大に持っても実績で今度減額する調査してみた結果、予想どおりのものではなかったということであれば、それに対する量を減らせばいいだけの話でないでねえのとか、実際にこの東北リアライズというのがこの仕事をするわけだべ、結果ね。そして、それに対しての契約、入札金額っていうことになっと思うんだけど、契約金額がね。この工事についてはこれがやるんだから、それも見込んだ上での工事額として最初に提起して、そして、再度、必ず埋蔵文化財とか立木とか、必ず精密検査でなくて、再調査とかした結果、このくらいかかるというのがわかって改めてまた変更契約で対応するというのが、そういうことでたびたび変更契約になる。その精査する部分も含めた額で提起して、そして結果、精査した結果、途中で精査した結果、想定よりも低かったということであれば、減額すればいいだけの話なんだから、というふうな逆のあいつも。それで、これまでそういうことでよく調べた結果、こんなにかかんねということで減額になったというのも、それもまた変更契約という中で我々に提起されてきた経緯があるということを考えれば、今のあれは答弁にならないと、なっていないということを伝えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第11号平成29年度（繰） 山下地区地域防災がけ崩れ対策工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第12号平成29年度（繰） 社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、配布資料No.15でご説明をさせていただきます。

主要内容について説明をさせていただきます。

- 1、契約の目的ですが、記載のとおりとなっております。
  - 2、契約の相手方ですが、株式会社太田工務店、その他記載のとおりとなっております。
  - 3、契約金額です。現契約額1億1,664万円、これを847万4,760円増嵩しまして1億2,511万4,760円に変更するものでございます。増額率としましては7.27パーセントとなっております。
  - 4、工事の場所ですが、記載のとおりとなっております。
  - 5、工事の概要、変更分となりますが、現契約、仮設矢板の鋼矢板工バイブロハンマーによる打設としておりますが、これをウオータージェット併用のバイブロハンマーに変更するものとなっております。
  - 6、工期です。現工期に対しまして工期を31年3月29日まで延ばすという形にしております。
  - 7、変更理由でございますが、資料の3枚目にA3判の資料をつけております。この赤の部分で矢板の打ち込み箇所となっております。これの試験打設の結果、地盤が想定よりかたいことが判明したため、鋼矢板の打ち込み工法をバイブロハンマーによる打設からウオータージェット併用による打設へ工法変更するものでございます。
- また、試掘調査の結果、橋台の形状が設計の架設に干渉することから、架設打ち等の見直しによる架設工の変更となっております。
- 8、議決の経緯ですが記載のとおりとなっております。
- 説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。
- 

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第12号平成29年度（繰） 社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6．議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第13号平成29年度（繰） 社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、高瀬笠野線道路改良工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、配布資料No.16でご説明をさせていただきます。

主な内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的ですが、記載のとおりとなっております。
  - 2、契約の相手方ですが、株式会社太田工務店、その他記載のとおりとなっております。
  - 3、契約の金額です。現契約額1億7,064万円、これを1,479万8,160円増額しまして、変更契約額1億8,543万8,160円とするものでございます。増額率としましては8.67パーセントとなっております。
  - 4、工事の場所ですが、記載のとおりです。
  - 5、工事の概要、変更分となりますが、現契約、仮設工としまして大型土のうを使用した仮締切とポンプ排水という形で見ておりますが、これを土水路を構築しましてコルゲート管を用いた仮設水路とするものでございます。
  - 6、工期です。現工期の期日を31年3月29日まで変更するものとなっております。
  - 7、変更理由ですが、資料の一番最後のページをご覧ください。この路線、高瀬川排水路と並行して走っている道路となりまして、当初は大型土のうを設置しましてポンプ排水により水を切り回しながら施行する予定にしておりましたけれども、水路管理者と協議した結果、なかなか一昨年の大雨のときに溢水したといった状況もありまして道路断面の土水路を構築しての施行という形に変更になったものとなっております。
  - 8、議決の経緯ですが、記載のとおりとなっております。
- 説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第13号平成29年度（繰） 社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第14号公の施設の指定管理者の指定についてについてご説明申し上げます。

お手元に配布資料のNo.17をご用意いたします。

初めに、提案理由でございますが、山元町水産業共同利用施設設置条例の規定によりまして、当該施設の管理を指定管理者に行わせるため、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき候補者を選定しましたので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

まず1番目としまして施設の概要についてでございますが、まず名称は山元町水産業共同利用施設、2つございまして、1つ目が水産物荷捌所、そして2つ目が共同利用漁具倉庫となります。

所在については記載のとおりとなります。

3の設置目的でございますが、漁業者の経営の安定及び労働環境の整備により水産業の活力ある振興を図るため、設置した施設でございます。

次、4の施設及び設備でございますけれども、まず1つ目としまして、水産物荷捌所でございますが、鉄骨平屋建て、延べ床面積は記載のとおりでございます。付帯施設として冷海水滅菌装置を備えるものでございます。

②の共同利用漁具倉庫でございますが、上と同じく鉄骨平屋建て延べ床面積は記載のとおり建物となっております。

2の指定管理者が行う業務の範囲でございますが、まず1点目としましては、施設の維持管理に関する業務、そして、2点目としましては、施設の使用料の取り扱いに関する業務となっております。

3の指定管理の期間についてであります。本年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

4、指定管理者の指定をする団体でございますけれども、石巻市所在の宮城県漁業協同組合となります。

なお、補足でございますけれども、この共同利用施設につきましては、平成25年の4月から現在も指定管理としてございます。引き続き、宮城県漁業協同組合に管理を行わせるため

提案するものでございます。

以上が議案第14号の概要となります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。これちょっとわがainlessで指定管理を出すというのの理解でいいの。そして、指定管理を出すつうことに当たっては、どれぐらいの金額を提示しているんですか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。おっしゃるとおり、このたび、引き続き宮城県漁業協同組合のほうに指定管理として、物件としてお願いしたいというふうに考えております。

しかれば、いわゆるお願いする際の金額というふうなものについては無償というふうなことで考えております。無償になります。といいますのは、この施設に関しましては、ご承知のとおり、使用する方々が限られているといいますか、決まっている、いわゆる受益者ありきの施設でございますので無償というふうな考えでお願いしたいというふうに考えております。以上になります。

12番（青田和夫君）はい、議長。25年から引き続きやってきたということは、今の答えと同様でいいのね、理解は。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。（「いいです、了解です」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第14号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時56分 休憩

---

---

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

議長（阿部 均君）日程第 8 . 議案第 1 5 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第 1 5 号平成 3 0 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 4 0 億 3 , 4 4 0 万 2 , 0 0 0 円を増額し、総額を 1 7 6 億 6 , 2 4 7 万 4 , 0 0 0 円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうから主なものについてご説明をさせていただきます。議案書の 1 5 ページをお開き願います。

まず、各課において計上しております各種国県補助金等の返還金でございますが、こちらにつきましては精算に係る経費でございますので説明を省略させていただきます。

また、今回の補正におきましては、委託事業や補助事業等について年度末実績を現段階で見込むことが可能なものにつきまして、決算時に不用額として計上するのではなく、一般財源を確保する観点からも可能な限り減額を行ったところであり、これらの説明についても省略をさせていただきます。

これら以外の主な補正予算の内容についてご説明をいたします。

まず、第 2 款総務費第 1 項総務管理費でございます。第 5 目財産管理費につきまして合わせて 3 億 8 , 4 2 6 万 9 , 0 0 0 円を減額しております。まず、工事請負費 3 億 6 , 9 8 1 万 2 , 0 0 0 円の減につきましては、役場庁舎新築復旧事業の入札請け差等を減額するものでございます。

次に、備品購入費につきましては 9 9 8 万 7 , 0 0 0 円の減ですが、新庁舎備品購入事業の請け差の一部を減額するとともに、新庁舎で必要となる清掃用具等の消耗品購入のため、一部予算の組み替えを行ったものであります。

第 6 目企画費につきましては 8 1 6 万円の減でございますが、そのうち、委託料の総合計画策定業務につきましては受託業者との協議により支払いを完了払いに変更したことから、8 1 0 万円全額を減額しているものであります。このことに伴いまして債務負担行為の補正も行っておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

議案書 1 7 ページをお開き願います。

第 2 1 目定住促進対策費 8 7 0 万円につきましては、年間の申請額が当初の想定を上回る見込みであることから、所要額を増額計上するものでございます。

第 2 2 目総務管理復興推進費の 7 , 6 4 6 万 2 , 0 0 0 円につきましては、復興交付金を活用した事業の終了に伴い残余見込み額を国に返還するものであります。これ以降の説明において同様の返還金が随所に出てまいります。

議案書 1 8 ページをお開き願います。

続きまして、第 3 款民生費第 1 項社会福祉費でございます。第 1 目社会福祉総務費につきまして合わせて 6 4 2 万 5 , 0 0 0 円減額しております。そのうち、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金につきまして 8 6 1 万 5 , 0 0 0 円減額しておりますが、こちらは実績に伴うものでございます。

次に、第 2 目老人福祉費につきまして 6 0 1 万 6 , 0 0 0 円減額しております。こちらにつきましては介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の減となっ

ておりまして、いずれも実績に伴うものでございます。

次に、第3目老人福祉施設費につきまして35万6,000円計上しております。こちらにつきまちは知楽荘に係る修繕料を指定管理協定書に基づき負担する経費でございます。

議案書19ページをご覧ください。

同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第8目児童福祉復興推進費43万6,000円につきまちは、先ほどもご説明をいたしました復興交付金返還金でございます。

議案書21ページをお開き願います。

第4款衛生費第2項清掃費でございます。第6目清掃復興推進費1,440万1,000円につきまちは復興交付金返還金でございます。

議案書22ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第10目農地復興推進費のうち、15節工事請負費及び22節補償補てん及び賠償金をおのおの1,188万円増減しております。こちらにつきまちは復興交付金を活用し造成工事を進めている自主利用される非農用地において、工事の支障となる電柱等があることが判明いたしましたので15節から22節への節の更正を行うものであります。

議案書の23ページをご覧ください。

第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費のうち、償還金利子及び割引料2,864万3,000円につきまちは、復興交付金返還金でございます。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第2目道路新設改良費につきまちは委託料、工事請負費ともに事業確定や事業内容変更による増減の結果、2,508万4,000円を減額しております。

次に、第3目道路橋梁復興推進費につきまちは、次のページにもまたがりませんが、社会資本整備総合交付金事業になります。こちらは実績確定に伴い減額するとともに、次年度への繰り越しを踏まえた上で節の更正をあわせて行っております。また、23節の償還金利子及び割引料680万8,000円につきまちは復興交付金返還金でございます。

次に、同じく土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費につきまして6億9,903万3,000円を計上しております。こちらにつきまちは第23回復興交付金の申請時に国との流用協議が整ったことから計上しているものであります。財源は復興交付金でございます。

次に、第3目公営住宅建築事業費1億4,262万4,000円につきまちは復興交付金返還金でございます。

議案書25ページをご覧ください。

同じく、土木費第5項下水道費でございます。第2目下水道復興推進費につきまちは510万円を減額計上しております。こちらにつきまちは県道相馬互理線等の県事業の調整により、県が実施することになったため皆減するものであります。

次に、同じく土木費第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきまちは、合わせて38億9,315万4,000円を計上しております。13節委託料から19節負担金補助及び交付金につきまちは、説明欄に記載している各事業について決算見込み額が確定したことに伴い減額を行っているものでございます。

議案書の26ページをお開き願います。

23節償還金利子及び割引料42億3,631万円につきまちは復興交付金返還金でござ

ございます。

次に、第9款消防費第1項消防費でございます。第2目消防施設費につきましては、消火栓の維持管理基数の増並びに修繕、更新の実績により91万9,000円の増額となるものであります。

第5目防災復興推進費467万円につきましては復興交付金返還金でございます。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費につきましては、322万6,000円を減額計上しておりますが、こちらにつきましては、特別支援教育支援員に係る賃金等の決算見込み額が確定したことに伴い減額しているものでございます。

議案書27ページをご覧ください。

同じく、教育費第5項社会教育費でございます。第7目社会教育復興推進費につきましては2,551万9,000円を減額しております。

7節の賃金から14節使用料及び賃借料までは文化財発掘調査の決算見込み額が確定したことに伴い減額しているもの、また23節償還金利子及び割引料461万円につきましては、復興交付金返還金でございます。

同じく、教育費第6項保健体育費でございます。第1目保健体育総務費につきましては30万円増額計上しております。こちらにつきましては株式会社オオツボスポーツ様から、本町スポーツ少年団の活性化に関する指定寄附を受けたことから、スポーツ少年団への助成金として計上しているものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書の10ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興特別交付税を369万8,000円計上しております。こちらは震災復興交付金事業等の増額に伴うものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金でございます。158万6,000円を減額しておりますが、こちらにつきましては各種健診事業の決算見込み額が確定したことに伴い減額するものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料でございます。105万2,000円を増額しております。こちらにつきましては防災集団移転促進事業で買い取りを行った土地に係る使用料収入でございます。

次に、第14款国庫支出金並びに第15款県支出金でございますが、12ページまで続いておりましてこちらにつきましては説明欄記載の各事業に係る実績精算等となっております。

議案書の13ページをご覧ください。

第16款財産収入でございます。第2項財産売却収入第1目不動産売却収入について12万円計上しておりますが、こちらにつきましては町有地の売却収入でございます。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましてはスポーツ少年団の活性化に係る指定寄附を計上しております。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては最終的な財源調整の結果、1億2,284万4,000円の取り崩しを減額しているものでございます。

その下、震災復興交付金基金につきましては、49億6,018万8,000円を増額しております。復興関連事業の精算等に伴い、今年度も取り崩しを減額しているほか、先ほどから歳出でご説明をいたしました、復興交付金を国に返還するために取り崩すものであります。復興交付金事業につきましては、交付金を基金化することで繰り越し手続が不用になるなど復旧・復興事業を進める上で大変有意義な事業であったわけですが、平成32年度という国の復興創生期間の終了が間近に迫る中、町で管理する執行残が多額に上っていることから、国の通知に基づき今後活用する見込み額を除き返還の手続を行うものであります。

さらに、その下にあります震災復興基金につきましては、住宅かさ上げ助成事業や津波被災住宅再建支援事業に関する決算見込み額の確定に伴い、取り崩し額を減額するものであります。

第20款諸収入第5項雑入でございます。第1目雑入297万1,000円につきましては、市町村振興宝くじによる交付金の増でございます。

次に、第3目過年度収入につきましては国庫支出金、県支出金に関して事業の実績確定に伴う追加交付等となっております。

議案書14ページをお開き願います。

最後になりますが、第21款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたしますので省略をさせていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。議案書の4ページをお開き願います。

こちらに記載のとおり、平成31年度に繰り越す事業を計上してございます。全て合わせますと19事業、金額といたしましては18億円余となります。昨年度と比較いたしますと、復旧・復興事業の進捗に伴い事業数で3事業の減、金額といたしましては約2億円の減となっております。

それでは、1億円を超える主な事業についてご説明をいたします。

まず、第2款総務費第1項総務管理費の電子計算システムリプレース更新事業についてでございますが、1億5,700万円を繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、新庁舎への移転日が新年度5月になったことに伴い、契約期間の延長が必要になったことから繰り越すものでございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費の東部地区土地利用正常化促進事業についてでございますが、5億8,812万円を繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、地権者の同意及び換地先への同意取得に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

次に、第7款商工費の企業誘致推進事業でございますが、1億5,657万円を繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、企業誘致、対象用地の用地交渉に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業でございますが、3億945万5,000円を繰り越す予定でございます。こちらにつきましても関係機関及び地権者との調整に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

最後に、第10款教育費でございますが、小・中学校エアコン整備事業につきましては、合わせて2億4,914万6,000円を繰り越す予定でございます。こちらにつきましては

は、12月補正において臨時特例交付金を活用し整備することになったものでありますが、工事請負費について繰り越しを行うものでございます。

以上で繰越明許費でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書の6ページをご覧ください。今回債務負担行為の変更といたしまして1事業を計上しております。内容といたしましては、総合計画策定業務に要する経費につきまして、歳出のご説明でも触れましたが、受託業者との協議により支払いを完了払いに変更したため、今年度予算810万円を一旦全額減額いたしまして31年度予算に移行することにしたことから債務負担行為の変更を行うものでございます。

議案書7ページをお開き願います。

最後になります。地方債の補正でございます。過疎対策事業、公共事業、被災施設復旧関連事業の財源の財源といたしまして記載のとおりの方債の変更を行っております。

以上が今回の4号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑に関しましては何ページ、何款何目何々と明示の上、1件ずつ質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。19ページ、3、民生費の中の3目保育所費ですけれども、臨時保育士の賃金が1,900万円減額になっているんですけれども、これについての理由をお尋ねします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の減額の理由ですが、当初予算で見込んでいた保育士、臨時保育士の確保が想定どおりできなかったもので、今回使っていない予算について減額をさせていただいた内容でございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。何人を予定して何人確保できなかったんでしょうか、再確認させてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。実際当初見込んでいた数字と実績と乖離がある詳細でございますが、当初予算についてはフル勤務、例えば8時半から5時15分までの勤務、7.75時間の勤務で人件費を要望しておりますが、中にはどうしても臨時保育士の確保する手前、半日勤務であったり、保育士の募集をかけてはいるんですがなかなか集まらない場合は保育補助の人件費であったりとか、実際に何人に対して何人という具体的な数字は現在、ちょっと持ち合わせておりませんが、さまざまなケースによってこれだけの予算の消化、当初予算の見込みと決算見込みでずれが生じてきたという内容になってございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それによって待機児童は出ていなかったのか。また、隠れ児童についてはどのように捉えているのか確認させてください。

議長（阿部 均君）課長、これ賃金なんで、待機児童に直結するのかなどうか、そういうことはあるのかなのかだけ答えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際に保育士の不足によって待機児童、若干入所を待っていただけのご家庭はあるかというふうに記憶してございます。実際今回保育士確保できなくて恒常的に待機児童が発生していたというふうなことではなくて、短期間であったりでの待機児童はあったかというふうに記憶してございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。短期間でもあったということで認識してよろしいんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そのとおりでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。よろしいんでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の件なんです、当初予算に対して、当初予定していたものに対して実績が結果がこうであった。その理由として保育士の確保に予定どおりできなかった。これはこのことだけでも大問題、予定していたことは、その予定の事業に対して必要な体制ということでこのくらい予算立てて取り組んできたことなんです。ということで私たちは受けとめるわけですが、しかも、その額が相当大きい、1,900万というのは何人分になるのかというと、それがまた確認すると答えられないという状況、いろいろケースがあってというような今のお話しなんです、いろいろケースがあって予算づけをしたということであることから考えると、今の答えというのは答えになっていないということを強く指摘しておきたいと思います。

これ、何人分とまでは要りませんが、当初予算に対してどのくらいの割合なんです、当初予算、そもそも私の記憶では約4,000万から5,000万の予算をとって、そして、その結果、1,900万が確保できなくて減額したということになるわけですが、余りにも幅が大きいということ。それが今、待機児童云々という話になりましたが、そういったサービスの低下につながっているのではないかと。当然、この予算から見れば、それが確保できなかったということはそれだけ負担が軽減、軽減、違うね、サービスの後退というものが十分考えられるわけですが、その辺の関係についてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。当初予算に対して、こちらの賃金の当初予算に対しての実績見込みについては大体現在6割ぐらいの執行見込みでございます。やはりどうしても我が町に限らず、保育士不足は全国的な現象でございます。保育士のみならず、保育補助であったり、保育士ではなくて幼稚園教諭の資格を持つものであったりさまざまな工夫をしながら人材確保に努めてまいりました。ただし、結果としては、6割程度の予算執行率というふうになってございます。

また、保育士が十分に臨時保育士確保できなかったその手当てに関しましては、例えば保育所の現在プロパーの保育士の主任保育士、あとは副所長であったり、その辺の仕事の中でうまく工夫をしながら、どうにか現段階では何とか保育所の運営を行っているというふうな状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。6割程度とか、そんな適当な数字で示すんでなくて、当初予算というのがあるんだから、当初予算何ぼでそれに対して1,900万も使わなかったことによってこのくらいの減額になるんですよと何で明確に言えないの。とかね、というちょっと保育行政について甘く考えているというか、今の答弁等々もね、もらえばね、不足を前提にしているんです、いつもいつも。

しかしながら、予算立てするときには、完璧とは言わないけど、十分な保育行政、取り組みしていくためにこのくらい必要だということで当初予算立てをしていることになっているんです。それができなかった。そしてその理由は従来どおりの一般論を並べ立てる、保育士の不足確保が難しいと。

そうすると、命を守る保育行政が、いろいろ社会ニュースで取り上げられています、認可、無認可でいろいろな事故、問題等、そういうのをなくすために十分それに耐え得る体制で臨まなくちゃならない。それに耐え得る体制というのが今示した5,000万近い臨時職員、本来

ならば臨時職員で対応ということではなくて正規の職員、もうそこまで必要な人数になっているわけだから当然、正規の職員で、そして安全・安心を保障するというような取り組みでしていかなくちゃならない事態になっている、もう。毎年毎年、今年度も新年度の予算も5,000万円つけている。5,000万円必要だから予算措置しているということになるんですよね。そうでないと、十分な確保体制できない、人員のね。

ところが、1年を通して見ると、それが確保できてない。理由はなかなか要請しても応えてくれない。それも勝手な理由、勝手というか、毎回経験していることなんだから違う形、方法でもやらなくちゃならないという時点まで来ている、時期に来ている背景の中で、今、大事なこと言ったんですけども、そういった穴の部分についてはほかのプロパーの職員さんに対応してもらっている。それは必要なところ、労働強化ですからね。一人一人の職員に負担を重くすると、それで何とか対応している。その結果、何が起きるかということ、今言ったようにいろんな事件、問題、事故等がそういうことで起きているということも、そういったものが要因としてそういう大事な命をなくすとか、そういう問題が起きている重要な現場なんです。

議長（阿部 均君） 質疑でありますので、少しきちっと端的に明確にお願いします。

9番（遠藤龍之君） はい、議長。ところが、明確に答えてないからこういう背景があつての質問なんですよということなんです。明確に答えてください、じゃ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。申しわけございません。まず、先ほどの私の説明で補足というか、訂正になるんですが、代替で主任であつたり副所長が入る場合というのは加配対応ということでしてあつて、通常の保育ではなく、ちょっと気になるお子さんとかに加配でつくようなスポット的な業務で対応しているのが実情でございます。

なお、30年度の臨時保育士の賃金の確保の見込みとしては25名を検討してございました。こちらも全てフルではなくて先ほど言った加配対応等も踏まえての人数でございます。それで、現段階で、12月現段階で採用されているのが23名、基本、先ほど言ったとおり、1日勤務、全てが1日勤務というふうな保育士なわけではございませんが、まずは25名必要なところに23名確保と、現段階では2名が足りない。実際、この割合ですと、予算が6割執行というのはちょっと合わない形はするんですが、その分についてはスポット的対応な保育士の確保ということで半日勤務であつたり、保育補助の勤務であつたりということで若干予算の差異はございます。人数的には2人不足ということになってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君） はい、議長。今の答えだと、2名不足していることによって1,900万円を減額するというふうな理解でいいんですね。

議長（阿部 均君） 遠藤議員、よろしいですか。（「違う違う、今、確認しているの」の声あり）今、そうだと。

9番（遠藤龍之君） はい、議長。違う、違う。今、2名不足していると、現在、2名不足しているという、その結果、1,900万円を減額するんですねって、そういう理解でいいんですかという確認です。

保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。人数的には25名の23名の現在採用しておりますが、この当初予算を計上する際には4月から3月まで1年間通した保育士としての賃金でのトータルでの当初予算の計上してございます。30年の4月から全て23名採用できたかということ、そういうことではなくて、年間通して不足しているもので毎月毎月募集かけておまして、

23名が全て採用が4月ではない状況でございます。

また、全て保育士の賃金の単価でお支払いしている方ということではなくて、中には保育補助の賃金、若干保育士よりは安い賃金になります。あと、7.75でなくて4時間の勤務の保育士を確保したりと、あと幼稚園教諭資格を持つものを確保したりとか、さまざまなケースございまして人数的にはそのような形になっておりますが、予算的には6割程度の執行見込みというふうなことで現段階では推移してございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、さっきながら当初予算との今の実績についての大きく差があるからそこんところ確認しているんですが、その辺に対しての明確な答弁がなされていませんからね。というのは、当初は、5,000万円だったら、大体約5,000万円だと思うんだけど、それに対して1,900万円減額して、最終的に2500、600万円になるのかな、余りにも今度、その部分大きい。当初、今23名と言ったんだけど、当初の体制を、その内訳をちゃんと示していただければ十分にわかるんです、いろいろ細かく。当初25名、今の話だと、当初25名ね、25名を措置してその25名の単価として、単価、違うね、額として5,000万円を当初予定していた。その25名が、今の説明では何ぼやっても応募なくても23名で2名不足だというのが今の答えだったと思うんだけど、そうすると、その2名不足分が1,900万円の中身なんですかということを確認しているんです。俺は違うと思うんだけど、違うと思っているから確認しているんだけど、そういう理解ではなくてね、どう考えても5,000万円の予算、そして、5,000万円必要なんです、そういう体制必要だということで5,000万円の予算措置したんだから、それが1,900万円でもう減らすということは、その分が相当なその体制いかなかったんだから十分な体制で望むことができなかった。その穴として不足分はプロパーの人たちにいろいろやってもらって大した問題はないんだというような話だけんとも、そうすると、この予算立てはどうなんの。そしたら、最初からそれに合ったような予算、そして、プロパーさんにもっと待遇、その分、ちゃんと超過勤務手当とかというようなことも考えていかなくてないと思うんだけど、その辺の疑問が解けないから確認しているんですが、という素朴な、それに対する回答。

議長（阿部 均君）わかりました。遠藤議員の質問は、かみ合わない部分は、課長、4月1日、当然、当初予算は4月1日から100パーセントの充足だということで前提に予算化されていると思います。その部分で当然、30年度の4月1日からは100パーセント充足していなかったという部分。それから、毎月、いろいろな部分でその充足といいますか、きちっとした予定した保育士が確保できない。その差が年間を通じて発生してきたという結果だと思いますけれども、その辺を課長、明確に答弁していただきたいと思います。

月々なり、当初予算というのは100パーセントで見積もり、きちっと計上されている部分だと思います。100パーセントの部分の確保されておらなければ当然、あとその月々の変動もあるだろうし、いろいろな部分で出てくるんだと思います。勤務形態とかね、いろいろな部分で。（「1,900万円って余りにも大きい額」の声あり）人数で説明しようとする無理があるんだろうと思いますので、その辺。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。30年4月時点のスタートの人員からまずちょっと説明をさせていただきます。

本来であれば、4月スタートで25名で保育士でということが一番のマックスでの想定でございます。これに関しましては、例えば保育所の人員が預かるお子さんのマックスの数字

が4月1日にその年度の入所許可の決定をいたしますので、例えば30年の10月から保育所をお願いしたいとか、31年の1月から保育所をお願いしたいという方も4月1日にまずは許可決定を出すということで、最大のマックスの人員での保育士の確保をまずは予算化してございます。あと、途中入所等もございますのでそれらも含めて最大の25名というふうな予算計上です、保育士ですね。

4月スタートで保育士として、フル勤務の保育士として確保できているのが約9名程度、20名を採用しているんですが、そのうち9名がフル勤務対応になっています。あとは、例えば6時間勤務であったり、その人の採用の際に扶養の範囲内というふうなことでの希望があれば、それに沿った採用となりますと、フル勤務じゃないような採用がございます。あとは、先ほどから申し上げておりますが保育補助であったりの方の採用で、含めてまずは4月当初は20名、その時点で5名不足と。9月に2名採用、追加分2名採用で、あと12月に1名採用、計23名。そのような1人単価マックスで見ると、5,000万弱ぐらいの予算計上になるんですが、その働いていただけるという方の実情であったり、うちのほうの保育所に入所している児童の状況であったりに応じて実際支払ってきたのがこれだけの金額になってございまして、年間通しての見込みとしては約6割程度の執行になるかなというふうになってきてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でも何か文書で示してもらわないとちょっと伝わってこないところがあるんですが、今、つまみ食いの疑念に思ったのは、25名のところを20名でスタートして、それでその時点で5名不足だと。20名の内訳は9名がフルタイムという、これも初めて聞く話なんですけど、少なくともはっきりしているのは、この5,000万円予算のうち、フルタイムで稼ぐ人が9名はその時点でいた。実際に年度当初、フルタイムが9名でいいのかどうか、不足している5名の中にさらにフルタイムを必要な人員に入っていたかということを確認したいんですが、スタート時では9名が9名でよかったのかどうか、フルタイム。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。30年4月、フルタイムが9名で、それでは不足が生じてますのでその他11名ですか、時間勤務で可能な時間を組み合わせながら、あと加配対応に関しましてその辺は加配を1人につける対応としては主任がついたりとか、今いる人員で工夫しながら4月1日スタートを迎えてきていたという状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問は、当初予定では、フルタイム何人必要だったのかということの確認です、25名のうち、フルタイム稼働を求めているのは、100パーセント保証するためにはフルタイム稼働が当初、何人でスタートしなくちゃなかったのかということの確認です。それが十分予定どおりの9名なのか、本来ならば、25名のうち、11名はフルタイムでないと十分な保育できませんよと。そういうのは当然、当初の予算措置の中で本来ならば決まっていると思っている。その積み重ねが5,000万円、幾ら過大にマックスでって、そのマックスの状態を示していただければいい。出発当時、スタート当時、フルタイムは何名必要だったのかということ単純に聞きたいんですが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。全ての採用した臨時職員の方が保育士の資格を持つ者でフルタイムであれば申し分ないんですが、今回、毎年なんですけど、4月1日、新しい年度スタートに当たり入所児童を決定してございます。ご家庭に不便かけないように待機を全てなくすように人員の採用を前年度の2月、3月に行っておりまして、30年4月で申し上げれば、30年4月の20名採用のうち、約9名フルタイムと、このような人員体制でもってまずは

4月1日スタートを切れたというような状況でございまして、ある意味、ぎりぎり想定の範囲内ではスタートは切れたのかなというふうな、何とか人のやりくりをしながら合わせてスタートはできたのかなという状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問に答えていないと思うんですが、当初25名ってちゃんといったんだから、その内訳を示していただくでいいんです。あくまでも予定で5,000万円の当初の予算決めたときの予算の内訳を確認しているんだから、そして、これまでの説明の中で25名、そのうち5人不足で20名で、これは結果、20名でスタートしたというだけの話であって、今までの話から聞けば、そして、その20名のうち、フルタイムが9人だよという説明。俺が聞いているのは、25名でスタートして初めて100パーなんだから、そして、そのための予算とってんだから、そしたら予定としては何名を確保しようとしていたのかということを知っているんです。あと、結果だからね、できている、できていない、俺の質問、おかしいか。

議長（阿部 均君）遠藤さんは、予算のとり方についての質問の部分、入っております、この補正予算という部分だと少し、当初予算の組み立て方について、とり方についての質問が出ておりますので、当然、その部分に入ってくると補正予算の今、部分なので。（「俺、何に対して質問しているかという、1,900も大きく減額したということに対して聞いているんだから、その理由は何かということを知っているんだから、そうすると、当然当初の予算がね、当初の予算があってそれに対して1,900万円減額しているから、これ十分な目的に沿った質問になっていると思うんですが」の声あり）

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。25名、フルタイムの保育士25名という賃金の積算で当初予算は計上させていただいております。以上です。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの答弁は、25名、フルタイムでの予算計上ということが明確にされたわけですが、ということは、今の保育状況、実態を見たときに正規の職員のほかに25名、しかもフルタイムの体制でなければ今の保育事情に答えられないということのあかしというふうに思うわけですが、そして、残念ながら、年間を通してそれが十分な体制で実現、取り組まれなかったということが1,900万の減額、そっちで明確になったわけですが、こうした予算に対して十分に答えられていないと、現実には。そうした状況に対して町長はどう思われるか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、私がお答えする前に、先ほど担当課長のほうから少し説明が不足していた全体の職員数の配置の考え方、やりくりの考え方、改めて確認した部分でございますので、その辺を最初ひもといてからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まずは、当初予算で計上していた保育士の数に達していない状況での保育所の保育の運営についてなんですが、当初予算、現状、法定の保育士の配置は

4月1日の人員で全て賄えているようなまずは状況でございます。

その25というちょっと多目に、多目にとというか、多く、25の内輪での保育士の確保により運営できていた内容としては、その25名の積算の中には、例えば保育所というのは7時15分から夜の7時ぐらいまで12時間ぐらい通常開いてますので、まず1人の7.75時間では1日、フルで働けないためシフトを組んでおります。そのシフトの組み方を工夫したりですね、あと土曜保育もしておりますのでその人員の関係、調整、あとは今年度ですと、一時預かり保育等々も始めましたのでそちらの最大3名の保育士の確保等での積算とかしておりますが、現状は1人でも足りるぐらいの需要の場合もございます。そのような形でフリー保育士というのを2名から4名ほど配置するような形でまずは当初予算の計上、あとあわせて、例えば保育士が足りない場合、通常行っている事務です。伝票を切ったりとか、あとは施設の整備であったりとか、その分について保育士が主任保育士なり、所長が行っているわけですが、そこに通常の一般事務を採用してその部分を負担軽減したりとか、その分、保育に回るとか、さまざまな形でやりくりをしていく関係上、当初考えていた保育士の数より少ない人数でも何とかスタートを切れて回せているというような状況でございます。

まず、そのような形で、どうしても当初予算というのは最大の金額でとっておりますので、その辺、来年度以降に踏まえ、その辺の予算計上についても慎重に積算をしながら進めていければというふうに考えてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明、皆さん、理解できましたか。私も理解できないんですが、かえってますます泥沼に入っていくような、今の説明ではですよ。一番最初に言ったのは、当初予算で十分対応できると、だったらばとる必要ないんでないかという単純な疑問が湧いてきます。

そして、もしそういうことであるならば、それなりの200万、300万、今言った一時預かりとかなんとかという、先ほどフルタイムって言いましたからね、フルタイムで25名の予算措置だと。今の説明では、一時預かりとかどうのこうのという、また説明を混乱させるような説明になってきている。何が真実なのか、何が事実なのか、さっぱり公のこの場で、ですから一番最初に言っていた当初予算の5,000万円の内訳を示してくれと。それをそのまま素直に示せばいいだけの話なんです。そして、それを確認していったらば、最終的にはこの5,000万円の内訳は25名、フルタイムだということを明確に言っています。ところが今の説明では、まだそこからまたぶり返す、もとに戻った説明になっているんですよ。町長、今の先ほどのフルタイム25名って明確に言いましたからね。それと今の説明とどう、何というんですか、整合とといいますか、なるんですか、町長のほうから説明受けますよ。町長に今質問したんだ。

議長（阿部 均君）当初予算とその1,900万の部分についての関係についてですか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今言ったのは、最初、最終的に5,000万円の内訳は25名でフルタイムだということを明確に言いましたよね。それに対して、ですから、俺は本当はそれについてはいろいろ問題があるから今後、そういう現状はどうかということ为先ほど町長に確認したら、町長のほうから、いや、もっと説明に不足があったからということでまた課長に振って、そして、今のが課長の話だったんですけども、それは先ほど言ったフルタイム25名ということと、今、課長の言ったことと全く整合性つかない、かみ合わないから、その辺は町長に戻ってね、町長が振ったんだから町長に改めてその辺の、今の話ではかみ合っていないからね、先ほどの回答とね。だから、それを確認する意味で町長、どうですかという

話なんです、という質疑なんです。

議長（阿部 均君）町長、答弁できるのであれば、答弁願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。議長、いいわ、何らさっぱり本当に答えられない。こんなやりとりなんかあるかということなんだ。

議長（阿部 均君）課長、今、当初予算とこの減額1, 900万円との整合性が全くとれないのではないかという遠藤君の質問でございますけど、その部分についてきちっと当初予算といいますか、保育の部分、きちっとやって、なおかつ1, 900万円の減額修正になったというのであれば、そのような部分、明確にある程度、していただきたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。先ほど午前中での手持ちの資料では、30年当初の予算計上の具体的な積算の内訳の資料がなくて、その後、ちょっと今、昼に取り寄せて確認をしてきました。こちらの1人当たりの年間の、午前中の予算額、約4, 500万円の計上の内訳の考え方として、1人当たりの年間の保育士の単価を人数で割り返して25名というふうな積算をしておりました。ちょっとお昼に戻りまして30年度当初予算を計上した時点の要求書の中身に関してなんです、実際の保育士に係る分は20名、あとその他調理補助であったり、あとは通勤手当分であったりとか、上乘せ分であったりとか、その辺を計上してのまずは予算要求の段階でした。

訂正をさせていただきたいんですが、25名というのは、あくまでも1人当たりの予算で割り返して出していたもので、当初予算の計上については、保育士は約20名での計上という形です。ただ、これはおっしゃるとおり、フルで計上しておりますので、4月スタートの保育士はフルはあくまでも9名という、そういう差異はございます。その辺のやりくりに関しましては、シフトの組み方であったり、土曜保育、休日、土曜保育の預かりであったり、あとは一時預かりのほうに従事する保育士の調整、あとはフリー保育士の関係の調整等々で何とかやりくりをして、まずは、法定で、まず例えばゼロ歳であれば1人当たり3人の児童とかいうふうな、法定の保育士は必ず確保した形でスタートしているということをご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、言葉出てきた、まさに法定で必要な人員を確保するためには、体制を組むためには今、確認、25名も20名もそんなに大きな差はないと思うんだけど、でも20名のフルタイムの体制が必要だということで予算措置したと、予算計上したというふうな今の答えだと思います、そういうふうに受けとめました。25名が20名ってね。逆に言うと、20名必要なんです、フルタイム。フルタイムっていう勤務状況というのか、働き方というのは、保育所の場合は、ほとんど正規の職員と同じ働きです。

ですから、正規の職員が20名は最低必要だと、今の状況からいくとねという理解をするわけです。だから、5, 000万円近い予算計上をせざるを得ないと。逆に言うと、本来、5, 000万円でも正規の職員4、5人は若い人だったら、本来そういった内容になるかと思うんですけども、正規の職員が4人、5人が必要な今、状況、不足しているという状況なんです、今の保育サービスをまず最低保障するためには。そういう状況があるのをこうした手法で、この数年間、こうした手法で対応してきていると思うんですが、というのは、今の保育行政、保育の実態を保障するためにはこのような体制で進まなくちゃならないという状況が生まれているわけですが、ということが事実で示されているわけですが、そして、それがそういう体制をとったことによってサービスの不足が少なくとも計算上、この数値上、1, 900万円というのが明確に示されているわけですが、こうした事情、実態につい

て町長はどう受けとめますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から課長が申し上げたい部分は、職員あるいは臨時職員含めまして、全体として弾力的な対応が一定程度可能なような体制を当初予算で組んでおりますので、予算上、最終的な執行の場面でご指摘のような金額が計上されているわけですが、金額の1,900万という数字よりも実際の面では必要な保育サービスというのは確保しながらやっているというふうにお話をしたかったわけですが、正規職員の数あるいは臨時職員の数の割合、この辺はいろいろとございますけれども、最終的には必要な保育のサービスについては大きな支障を来している状況じゃないというふうに捉えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の認識についての大きなずれがあるというのは、現実を全く見ておられない。先ほど短期間の待遇、こうしたことによって存在している等々ということも確認されているんです。町長から見れば、それは小さな出来事かもしれませんが、そして、今、私、確認したかったのは、まず当初からフルタイム20名で取り組まなければ今の求められているサービスに答えられないということから予算措置して、その金額が5,000万円ということなんです。この実態をどう見るかということの考えを伺っているわけです、この現実をね。こういう現実、実態がなければ5,000万円、何も予算措置する必要がないんです、普通に見れば。しかしながら、それが必要だという現実から、実態から必要だということから予算措置、しかも、本来なら正規の職員で対応しなければならぬと私は思っているんですが、しかし、それはそっちの考えということですかね、行政側の考えでいろいろあって、これまたしかるべきというふうなもの、しかしながら、現実には20名、フルタイム職員が必要だということが今の課長の答弁の中で明確になっているわけですが、そうした実態をどう思われるか、いいんですというか、それは町の考えがあるわけですから、保育行政に対して。当面はやっぱりそうした今の現状から見れば、最低20名のフルタイムでやんねくて、だけども、いずれそれを正規の職員にすると、あと今度、その状況がなくなったときにやめさせるわけにいかないからとあって、まあ、それはいろいろあるんだからそれはそれでいいんです。だけど、この実態、今現在、今の保育の実態を見れば、最低でもスタート時にこのくらい的人数は確保、体制でいかなければだめなんだという、そういう実態についてどう思われるかということをお私に町長に確認したい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員からいみじくもおっしゃっていただいたような部分があるわけですが、大きな視点で見れば、町の定数管理というふうな問題もございませぬし、あるいは民間の保育行政なり、幼稚園行政との機能分担、連携と申しますか、そういうふうな側面も視野に入れながら必要な保育の体制整備にこれまで当たってきているし、今後もそういうふうな形で対応せざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それにしても、余りにもこれは大きいのではないかなと、大きいということで疑問を確認しているんですが、それにしても、2、3人とか、基本的には定数150ということでスタートして、それで十分間に合うということで一つの統合にしたという大きな前提がございませぬ。

しかしながら、当面は20人、30人ってこの間、ずっとオーバーしている。そのオーバー分をこういった体制でとろうというのが透けて見えてきているというか、この間の説明の中でもそういうことはありました。こういうのがずっと続いている。続くことによってサー

ビスの後退はないか、実態はサービスの後退も見受けられる、具体的にですね。例えば保護者は保育所に入れたい。それはなぜか、保育にかけるから入れたいということに対して、体制がないということで3歳になったら幼稚園さ行ってけると。幼稚園は、あくまでも町長も言っているように、教育関係ですからね、保育と全く違うんですよ、実態が。しかし、保護者はどうしても働く関係から保育所に通わせたいにもかかわらず、そういう町の状況があってせざるを得ないという、これはまさにこのサービスの後退、1件でもですよ、という実態がある。

議長（阿部 均君）遠藤議員さんに申し上げます。ただいまの提案されているのは補正予算でございます。1,900万円の。保育行政全般にわたった審議ではございませんので、その辺、わきまえてご質疑願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。わきまえて言っているつもり、問題の発生は1,900万という、1,900万という大きなずれ、みんな大体、質疑のときにそういう大きな変化があったときにこれどうなんだという疑問を確認しているんです。そういう類いの今、質問なんです。

ところが、それに対する答えがいろいろあって、それこそあっち行ったりこっち行ったりでね、そして、あるいは理由にならないことを言っているからそれでますますそういうところに、さっきも私も表現したけども、答えによってだんだん泥沼に入っていく。そっちのほうももし規制していただけるんだらばそっちのほうも規制、事務局長、事務局長までどうもあれするようなんだけども、その辺、ちゃんと整理していただければ、私もやりやすいなど。本当はそういうことだからね、落すところに落そうと思ったんだけども、そっちの答えが返ってくると、どうしてもそっちにずれてしまうという、そのところはちゃんと議長、整理していただくと私も大変助かる場所なんです、私も一々こんなところでストップしてたくないんです。そういうことで、改めてこれはちゃんと質問の、真っ当な質疑の対象になっていると思うんですが。

そして、議長も含めて、もしこういうことをやるなというなら、全然答えていませんからね、そういう議会であっていいのか、やり方でいいのかということなんです。私の質問に対して何ら答えていませんよ。いいです、議長がそういうことであれば。非常に問題のあるやりとりだ。全然質問に対して答えていない。それを発言とめるような議事整理というもの、これも問題だと思います。全然答えてませんから。これはおかしい議会になってしまっているんだけども、最終的にこういう求められているサービスに対して、あるいはこの利用に対してですね……。

議長（阿部 均君）わかりました。1,900万減額するその理由、明確に。今、でないとなんかこれ堂々めぐりの議論になりまして全くらちが明かないという状況でありますので、その辺、1,900万円の減額、削減する明確な部分、保健福祉課長、きちっとお示ししていただければ遠藤議員さんは納得すると思いますので。

---

議長（阿部 均君）この際、休憩します。再開は1時50分といたします。

午後1時37分 休憩

---

午後1時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

先ほどの今回の減額補正1、900万円の内訳でございますが、保育士分として1、600万円、約、あと保育補助分、補助員分として約300万円、合計で今回の減額の1、900万円というふうな内訳になってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。改めてるまでもなく、ですから、これは本来は必要である保育士1、600万分、これは何名分になるのかということも本当は明確にしてほしかったんですが、余り広げるつもりもないので、それから保育補助、これも保育に、保育行政、保育に必要な人員という、本来必要でこのくらい的人数は必要である、体制は必要であるというものに対して先ほど来、いろいろ理由としてありますもろもろの理由でこれが実現できなかったということの理解をするわけですが、いわゆるこのことを見ても、本来、そういった体制で臨まなくちゃならないのにそれが臨めなかったと。その不足分についてはもろもろハードな周りの皆さんとの協力支援の中で保育サービスについての後退はないんですよと、先ほどの答弁でしたが、これもまた疑問を大きく持つところであります。あんまりきょうね、そこまで踏み込むとまたいろいろ出てきますので、はっきりしたのは、そういうことです。本来は必要であるのにそれが実現できなかったということが確認されたわけですが、そのことについて本来、保育、子供たちの安全を守るためにも必要な体制がとれなかったということに対して町長はどう思うのかと、こういった実態に対してどう思われるのかという先ほど来の質問に対して、どうも町長は答弁なさらないような姿勢が見受けられます。これは先ほどの対応で十分確認できているところなんです、そしてまた、そのことを続けるとまた長々と時間がかかるとということも十分想定されるということから、私はこのことをまず確認して次に、今後、これらの取り組みには、さらに十分な体制で臨めるような取り組みを我々としても十分監視していきたいというふうに思います。

まず、今、この求められているサービスに対して、利用に対してこの間、答えられない状態が今の話とも続いている。こうした実態を真摯に町は受けとめ、保育所の再建策と具体的な対策を今後、本気になって対策すべきだということを伝えてこの件については終わります。

次に、今度はちょっと確認だけの話ですが、15ページの財産管理費でなくて、企画費ですか、行政施設検討委員報酬減、これが全くゼロになっているんですが、この辺の実績、当初の目的とその取り組みの実績ですね、ゼロになったということなんです、この辺、この辺も行政施設の検討、どういう中身の取り組みだったのかということもあわせてそれを確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらにつきましては、実績がなかったということでの皆減ということにさせていただいているものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それはこれを見ればわかるから、何で実績がなかったの、これだって重要な目的を持って予算措置した、たかだか6万だからということであればそうなんだけんと、いいわ、いいわ、こいつ、大したあいつでないんだべから。それは求めません。

次に、22ページの農業費の10目の農地復興推進費の中で大きく減額となっている委託料ですね。農山漁村地域復興基盤総合整備事業換地業務委託料の減、5、800万、これ当初7、000万くらいの当初で予算措置したと思うんですが、これも大幅に減になって、これも実績がなかったということになるんでしょうが、その辺の経緯について、これは事業計画に取り組みされた、しかも、大きな事業であるということからの疑問の確認です。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。農山漁村復興基盤総合整備事業の換地業務の委

託料の減の理由でございます。当初は、30年度は県が行う確定測量の現地の測量結果に基づきまして面積が確定次第、換地計画書というものを作成する予定でございました。ただ、県の進捗の状況ございましてその確定測量自体が31年度に順延したことによって、換地計画書の策定ができなかったということで今回減としました。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件についても大幅な事業の遅れに結びつくということの結果、遅れているということの結果だと。その遅れた理由、何で遅れているのと、これもけっつ決まっている事業で、しかも本当にみんなが望んでいる基盤整備の、そして、これが完成すれば、明るい日本、山元町が開けるというのを大きな命題にしているわけですから、それが事業終わり直前になってこういうふうな遅れが生まれているというのは、というところの疑問と不安というのがあっての確認なんです、遅れの理由というのは大きな理由というのはどうということなんでしょうか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。主な理由は、今年度、農地の再開をしましたけども、それに重点を置いて進めてきたというのが1点でございます。農地の再開できましたものですから31年度は形ができたものに対して測量を行うということで、県としては、引き渡しをまず重点施策として進めてきたということで換地業務についてちょっと遅れが生じたということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとすっきりするような答えにはなっていないんですが、遅れているということだけは明確になっている。しかし、これは相手のある事業なんで、そういう人たちの再生産、再開、今、農地の再開って去年あたりから農地整備のほうで、この中の農地整備の中で営農が再開した。

しかしながら、いろんなふぐあい等々があつてなかなかそういうのでも遅れの大きな理由になっているのかなど。そのことによって換地とかというのは、なかなかうまく前に進まないということになっているんだとすれば、これも抜本的に何でそういうふうになっているのかという問題分析もしながら進めていかないと、本当にこれは遅れてしまう、最終結果。いろいろ、やっぱり事業のふぐあい、事業計画にもし根本的な問題が含まれているんだらば、そういった根本的な問題は根本的なところまでさぐって、そして、本当に喜ばれるような農地再開ということに進んでいかないと、せつかく膨大な土地を膨大な金をかけて、それこそ計画変更で立ててやった事業がどのくらい周りの生産者に喜ばれるか、あるいはその還元を受けて生産されたものを安く買って売って新鮮なものをという、そういう循環がその目的の中にあつたと思うんだけど、そういうのが完璧に達成しないというような事態になるわけで、このことはこれ以上、求めないですけども、問題分析をきちっとして、そして、みんなに喜ばれるような整備事業にすべきだということを求めて、この件については終わります。

議長（阿部均君）ちょっとお待ちください。遠藤さん、一方的にお話ししたんですけども、これに換地計画書の作成が遅れたためにこれ事業の進捗が遅れたという捉え方でいいのかどうか、一応回答願います。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。確かに換地業務は遅れておりますけども、県としても、県のホームページ上で公開しているロードマップの中では平成32年度を完成目標としてますので、それに向けて町としても、いろいろ補完工事のことはありますので細かい点は対応していきますが、それに向けて進めていきたいと思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。どうも済みません。議長の議事整理権を侵してしまつて。

次は、25ページの都市計画費3目都市復興推進費、都市計画復興推進費の一番下、負担金、19節ですね、その中の真ん中の住宅かさ上げ助成金、全体としてこの負担金補助及び交付金、大幅な減額措置されているわけですが、その中でも具体的な、とりわけ住宅かさ上げ助成金の減額措置の理由と事業そのものについて伺います。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。住宅かさ上げ助成金のほうだったんですけども、こちら30年度の実績として申し込みが1件のみとなっております。今後も今、相談件数ともなかったなのでこの部分について減額しているような状況になっています。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これも結果がわかってその結果についてそこに疑問があったから確認していくという質疑なんだけど、何で利用者が少なかったのか、対象者が少なかったのか、当初予算措置したときには大体この助成ではこのくらいは見当というか、あるだろうなということで予算措置してその事業に取り組み進めてきたかと思うんですが、その辺のなぜこの利用者というか、対象者が少なかったのか、周知に問題があったのか、制度に問題があったのか、どういうふうな利用者の少なかったことを分析しているのか、していなければ、これからしますということであればまずね、その辺について確認します。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。こちらのほう、当初予算計上する段階においては、2種区域、3種区域、あと津波浸水区域の中で現地再建、最終意向調査の結果から22件程度あるという中で30年度、31年度で半数ぐらいつつというような形で予算は計上しています。この22件の方々についてまだ詳細にこの方たちがほかのところに移転したりとか、新しいところに住居を構えていたというのはまだ確認はしていないんですけども、今後、この部分についてこの方たちがもう現在、まだ仮住居になっているのかという部分をこちらのほうは分析していきたいと思っております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の回答の中で1種、2種、3種区域の人たちが対象の人が22件、ちょっと今、とりわけ1種、2種というのは、なかなかそういう意味では可能性がかなりハードル高いからね。3種区域についての状況って、今、ちょっと言ったのかもわかんないんで聞き漏らしたんで、その辺、確認したいと思います。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。済みません。ゆっくり答えます。2種区域で2件、3種区域で16件、あと津波浸水区域で4件で計22件という形になっています。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは前々から確認しているところなんだけど、とりわけ3種区域ね、3種区域の50センチアップだかというの、基礎の上云々、あれを変えなければ多分、多分その対象にならないということはこの間、ずっと確認してきたつもりなんだけど、うちを建ててもだよ。だから、そんで補助の対象にならないというようなことでずっと確認してここはこう追っかけている科目なんだけども、その辺、3種区域というのは、もはや多分に、こんなこと言うとまたあいつたから、いずれ改良が最も早く求められている地域で、そこはもう住んでも、今ももう住んでいる人、結構ふえてますから、そういったとこに建てたいと、やっぱり再建したいという方々は16件の中にも結構いるではないかと思うんですが、その辺の理解が足りない、あるいはやっってはみて申請したものの、その要件にはならなかったというのも多分あったと思う。昔はあったんだよね。余りにも条件が何つうんだ、ということがあって、それが今現在、さらに利用しやすいような中身にしてもまた利用者が生まれてこないんだということであれば、それは今度は地権者のほうの、再建者のほうの理由によるものかというふうにもということであらうなところもあるんだけど、その辺にもし制度に大きく変わりが無い中で利用者がいないということであれば、やっぱり制度に根源が、

問題があるのかなというふうに受けとめているわけなんですけど、その辺はどうなんだろうかと、もしあれだったら後でゆっくりということもあるんですけども、ちょっとその辺、もし今現在、つかんでいるものがあれば、確認したいと思います。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。制度のほうにつきましては、ちょっと年数を忘れたんですけども、当初から1回変更しています。それで、3種区域、2種もそうなんですけども、3種であれば前面道路より基礎高が50センチというようなことで、その50センチ以上にした部分についても以前は出していなかったんですけども、それを50センチ以上、個人の方が60センチ、70センチとかとした場合、その部分についてはお金を出すようにしています。

あと、盛り土についてももともとやんなくても大丈夫な状態であっても、そこに盛り土した部分については補助金を出すような形、あと擁壁とかについても出すような形で、過大な部分などところについても出すような形で変更はしているような状況です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1回変えたというのは私も理解、自覚しているんですが、それでもなお多分利用がないというのは、まだ欠陥があるのかなというふうに思って受けとめているところです。ここでその議論をしません。その辺は後で詳しく確認しながら、もし何かあれば、これはせっかく用意している制度であるし、利用してほしいとか、その被災者のために設けた制度でありますから、これは有効にやっぱり使われなければならない。そして、利用しやすい設定にして残された16人ですか、16人の方々がみんな再建するかどうかというのは、ほかさ行くとか、いろいろあっげども、そういう求めには十分応えられるような制度内容、あるいは対応をしていくべきであるということ伝えて終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは補正予算書26ページ、9款1項2目消防施設費なんですけど、補正で91万9,000円の増額をしております。こういった施設の内訳を教えてくださいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。9款1項2目の消防施設費の増額でございますが、これにつきましては、上下水道事業所のほうに消火栓等の維持管理をお願いしている負担金の部分を増額するものでございます。

内訳といたしましては、管理していただいております消火栓等の数が4基ほどふえたというところと、今回修繕、当初で50万円ほど予算とってあるところに対しまして消火栓の地下式消火栓の設置とあと地下式消火栓の復旧工事ということで2カ所の今回修繕がございましたので、そちらのほうの負担金が増額になったということでご理解いただければと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この中では消防団なり、分団からの要請というのもあったということよろしいんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。こちらにつきましては、消防団からの要請という形ではなくて、管理していただいている消火栓の防火水槽等の数の変更と、修繕につきましては、老朽化等に伴いまして発生したということでご理解いただきたいと思います。

議長（阿部均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第15号平成30年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第16号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ266万3,000円を減額し、総額を19億2,715万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の補正額の主なものについてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書になります。

こちらで第6款繰入金についてですが、第2目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定制度繰入金、いわゆるこちら保険税の軽減額でございます。こちらの軽減額の確定に伴い一般会計から繰り入れする額634万1,000円を減額するものでございます。

なお、その他の歳入予算に係る補正額については、各種事業の確定に伴い増減額措置しているものでありますので、あと最終的な財源調整として財政調整基金の増額措置をしているものでございます。

次に、歳出予算の補正額の主なものについてご説明いたします。

下段の6ページになります。6ページの下段、第5款保健事業費についてですが、こちらは特定健診の受診実績に伴い308万6,000円を減額するものでございます。

なお、その他の歳出予算の補正額については、歳入予算の補正額に伴う財源の内訳の変更並びに償還金の増額措置でございます。

以上が今回の補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの財政調整基金繰入金の中の財政調整基金取り崩し増559万8,000円増額した、その結果、幾らになったのかということと、あと、時期的にも30年度の決算剰余の予定額についてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の補正後の基金残高です。約3億1,400万円ほどに

なる見込みでございます。決算剰余金なんですが、今年度の剰余金約2,500万円程度になるかと現段階では見てございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第17号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ564万1,000円を減額しまして、総額を1億6,518万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算のほうからご説明させていただきます。お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちら第3款繰入金についてですが、今年度の保険料の算定結果に伴う保険料の軽減分及びこちらは被用者保険、被扶養者保険料の減額分に伴う一般会計からの繰入金564万1,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出予算の補正額です。下段の6ページになります。

こちら第2款後期高齢者医療広域連合納付金です。こちらについては、ただいま歳入予算でご説明いたしました減額となった保険料や保険料の軽減分に対する繰入金を宮城県後期高齢者広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金分として564万1,000円を減額するものでございます。

以上が今回の補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第17号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第18号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第18号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

こちら今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ401万1,000円を減額しまして、総額を14億6,307万7,000円とするものでございます。

また、こちら債務負担行為に関する補正としてこちら議案書の3ページをお開きください。昨年度からこちらは開始しました新たな総合事業の実施に関する期間並びに限度額をこちらに計上してございます。

歳出予算の主なものについてご説明をさせていただきます。

お手元の議案書8ページ、こちら最終ページになります。ご用意いただければと思います。

こちら第3款の地域支援事業費についてですが、こちらは介護支援専門員の減に伴い減額補正するものでありまして、その他の補正については財源内訳の変更と基金利子の積立金の補正でございます。

次に、歳入予算の補正額についてです。議案書6ページにお戻りいただければと思います。

こちら第3款国庫支出金第2項国庫補助金についてですが、こちらの第2目については、先ほどご説明申し上げました歳出の第3款の地域支援事業費の確定に伴う減額でありまして、なお、このような減額措置は次の第4款の支払い基金交付金、また次の第5款県支出金及び第7款の繰入金の一般会計繰入金の減額についても同じような歳出に伴う財源の変更でございます。

また、同じく第3款の、ちょっと戻りますが、国庫支出金のうち、増額補正となっておりますのは、こちら補助金並びに交付金の確定による増額補正となっております。

以上が今回の補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。歳出8ページの真ん中、地域支援事業の中の介護予防生活支援サービス事業費についてなんです。ここで介護支援専門員負担金、大幅な減になっているので

すが、当初計画、当初予定に対してどうだったのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら歳出の介護支援専門員の負担金減ということでこちら負担金という形で支出している科目でございます。内容としますと、社会福祉協議会のほうから人員の出向を受けておりまして、その方の退職に伴って金額を減額しているものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。失職、やめていった。そのかわりといえますか、これもサービスに必要な専門員を社協から依頼していたのをその社協の人がいなくなったということ、実態は変わっていないと思うんですね。その辺の対応というのはどうだったんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。年度の途中での退職でありましたので、こちら正規職員でなくて臨時職員を募集しまして対応してきた次第でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その臨時職員で対応した分については、これ当初でとっていたやつで対応したというふうに受けとめていいのかな。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。既定予算の中での対応をさせていただいております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あと次に、繰入金、歳入の7ページの繰入金の介護保険事業基金取り崩し減415万6,000円、基金減らしたと。その結果、幾らになって、これも先ほどと同じで現在の基金高、それらも含めて現在の基金高は幾らぐらいになっているか確認したい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。3月、この補正予算後においての……、少々お待ちください、済みません。3月補正後の金額にしますと、1億4,900万円ほどになります。現段階で約1億3,500万円ほどありましたので、当初から比べると約1,000万円の増というふうな結果となります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の計算だとちょっと違うんだけど、1,135万引かれて、少なくともそのぐらいのまだ基金としては残っていると。これは計画の中で年々減っていくことになっているのだが、計画としては、けども、ふえてきている。多分、今後もふえるのかなと。というのは、今回の当初予算でも約1,000万円近い取り崩しで済んでいるということから考えると、そしてまた、今後の30年度の決算剰余、これもまた同じような形で生まれるとなると、さらに膨らむということが予想されるんですが、ということの理解でいかということにとどめておきます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回のこちら介護保険の基金の活用については、3カ年の介護保険の計画の内容によって取り崩すこととしております。この第7期計画は30年度から30、31、32と3か年にわたっての計画でございます。今年度、初年度の計画の数値よりは若干基金を使わないような形で推移してございますが、31年、32年については、現段階ではやはりこの基金は減っていく、若干ですが減っていくものというふうには想定している次第でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私はこの間の金の流れから、あるいは事業の流れからそういうふうには思わないからこの時点で確認をしているところなんだけれども、そして、さらに言わせてもらえば、少なくとも我々に説明のときには3年間でどんどん減っていくことを想定して3年間の保険料を決めたということなんですが、それが予定どおりではなくて、逆にふえているというところに問題はなかったのか。

というのは、何のための計画なのかということになるわけです。本当にこの被保険者、こ

れも被保険者と言っていいんだよな、負担する人たちのことも考えての計画になっていたかどうか、今ちょうど2年目に入っているわけですが、1年間経験してね。その経験した結果、計画とは違う結果になっている。そっちからすればいい結果になっているんだね、運営上、経営上、その辺の考え方を少し整理していく、これ毎回毎回同じことの繰り返しなんだけども、少しでも負担を軽くするというのを重点的に考えれば、大変だと思います、一々計算したりなんたり、事務執行というか、事務量はね。

でも、やっぱりあわせて言うと、これ保険なんだから保険掛けて必要になったとき利用するんだけど、そのときもまた利用料もまた払わなくてねえという話もあるんだけども、そうすると、制度はあっても十分に使えない人というのもあるんです。そういう人たちが本当に必要になったときに100パーセントに使えるように認められたサービス料ね、ためにはやっぱり負担を軽くしないと、保険料も利用もということになるんだけども、全く金がない状況だったら、それも経営上、仕方ないのかなと思うところがあるんだけども、依然としてこの部分はかなり多くの貯金をため込んでいるという実態がずっと生まれている。これ本当に1億5,000万円も必要なのかということでは、考えられないというか、というのは、国保の場合は回転資金としてどうしても最初に1億以上の取り崩ししないと年間の回転が組めないということから、俺は国保の1億というのも多いかなと思うんだけど、それはちょっと仕方ないのかなという思いもあるんだけども、介護保険の場合はそういう状況でないんだな。去年もことしも取り崩し1,000万円弱で、そして、最終的に同じくらいの取り崩しで終わっている。

しかしながら、剰余金はそれなりにあると。剰余金があるから結局取り崩し額が小幅で済んで、でも剰余金がいっぱい生まれてその半額が県に積み込まれるということの繰り返しでいって、今、現実にあふえているという状況があるんです。あるんですというか、そういう結果なんです。それは私が言わなくても十分に認識していると思うんだけども、ということで、そして、今回も結局取り崩したのが多く取り崩したからそれをお返ししたというのが今回の補正の内訳、中身になっているんだけども、ということでは基金を余り動かさなくても介護保険については十分な経営ができる、安定した経営ができるという状況がずっと続いていて、そして、それがこの補正にもあらわれているということを経験したときに、今後の次年度、次年度はもう示されているんですけども、そして、その次年度にも結局安定した経営だから900万円あるいは1,000万円弱の取り崩しで済んでいるという経営を続けているんです。新年度の予算も決めたとし、30年度もこれで決まるんだと思うんだけども、やっぱりその辺、このことを踏まえて、やっぱりこのことを真剣に今後の取り組みを考えていかなきゃならないと思うんですが、事務担当者の意見としてはいかがか、考えは。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。おっしゃるとおり、今年度、若干基金は当初予算で想定していたよりは取り崩さないような状況になってございます。

こちらの歳出予算、逆に見込みとして若干当初と相違が出ておりますのは、介護サービスの中で、いわゆる在宅サービスと言われているものです。通所デイサービスとか、あとショートステイの需要が見込みよりはあふえていない。施設に関しては大体想定どおりという形にはなっていますが、1つ在宅の部分は歳出が伸びていない。が、1つ、この7期計画の初年度としては。

あと、もう1点、宮城病院さんのほうで新しく立ち上げました地域包括ケア病棟というのがありまして、通常の入院されてから自宅もしくは介護施設に戻るまでの間、若干そこで療

養するような新しい制度でございます。そのようなこともあって、若干ですが見込みよりは歳出が伸びていない。結果、このような今、議員おっしゃるとおりに基金のほうを取り崩しが済んでいる。

ただ、この基金の使い方なんです、まず、この7期計画、3年間だけではない見方を今回しておりまして、次の8期、9期、いわゆる団塊の世代の皆様は、75歳を迎える2025年、平成38年度を見越して、当時、その3期にわたって、要は9年間ですね、わたって徐々に以前よりは、やはり介護サービスはどんどん需要がふえていきますので保険料も上がっていきます。それを急に上げるのではなくて段階的に上げるように9年間を試算した上でのまずは7期の取り崩しで行います。

ただ、その9年間のうちの初年度について、若干歳出予算との相違があって基金が上積みになっておりますので、7期はあと2年ございます。次は8期、9期に向けてこのような基金を活用させていただいて、住民の被保険者の皆様のご負担を少しでも軽減するように努力していきたいとは考えてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、あなたの説明を聞くと、私は、この実態をもってこの事業計画に変化があったんでないのと、事業計画どおりにっていないんでないのというのをまずここで確認したんですよ。そして、それはその事業計画どおりいかなかった、いい意味でだよ、いい意味でね。そして、あと今確認したのは、事業経営、運営に大きな、逆に言うと安定した運営状態で、そして、その結果、その結果というか、そういうのもあって計画の想定を上回る基金を生み出すことができた。そこで大きな差が出てくるんです。

そして、今回の、あなたが今言ったのは、既に今回の全体を決めるときに決められた計画なんです、7期、8期、9期も。それらも想定して基金の取り崩しで保険料を決定したんですよ。だから、もう今の説明はそのまま当たったの。だから、さらにあえて言うと、こういうふうに初期の7期の計画の段階で大きく変わってきている、安定して、しかも、その結果、ため込み金がふえているとなったらば、8期、9期も同じような、このような状況で進む、そういうような計画を立てているわけですから、そのままいったらば、逆に言うと、大きなさらに基金がたまるような状況が生まれるんじゃないかということも含めてのさっきの確認なんですよ。本来ならば、ちょっとこの計画の見直しというのもこの時点で考える必要もあるんでないかということまで詰めた話なんですけども、それはそれで事務の増加で皆さんにも大変だろうということで、少なくともやるやらないは別にして、今の経営状況、実態というものはどういうふうに捉えているか、やるやらないは課長の判断でできないからね、値下げのところは見当するとかというのはね。ただ、この経営の実態、事情をどういう状況にあるのかぐらいの認識はみんなの共通の理解、認識にしていく必要あつと思うんだけど、そういう理由の中で、さあ、皆さん、どうしましょうかという話なので、きょうはどうするかこうするかという話までは進むつもりはさらさらないんですが、この事実の確認だけ、この補正予算の四百何十五万を減額したというこの事実、この背景についてこの計画とこの実際の事業がどう動いているのかということの確認だけでいいんです。計画どおりにいている、計画以上に進んでいるんだったら、それはそれで立派な認識になるわけですから、その辺、いかがでしょうか。軽い答えでいいんだよ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。失礼いたしました。計画7期の3か年の初年度の計画については、計画どおりではなくて、若干歳出が計画よりは伸びていないという状況でございます。以上でございます。

基金の額についても想定よりは動いていない状況にあるということでございます。（「はい、わかったわかった」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話では、事業計画に沿って安定的に上伸ベというか、上方というか、そのことによって基金が出るところも計画よりも少なかったしということによって、想定していなかった剰余金が生まれて、そして、それが基金に回ってさらなる基金が増額していると。このまま同じような条件、状況の中で8期、9期の計画を立てているわけだから、こういうのがこのまま進む、何か突発的な問題が起きない限りは、多分そのような状況で続くというふうに見ざるを得ないというか、見ているわけです。

とするならば、やっぱりこの辺はこのままいけばさらなる基金の増というのが考え、今の説明からですよ、られるわけですが、とするならば、やはり今後、この辺についても被保険者の負担軽減を図るという意味でこの辺の有効活用というのをぜひそういった実態を真剣に見て、そして、対策を図るべきだということを伝えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第18号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12．議案第19号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第19号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに1、2ページをお開き願います。

収益的収入について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益は、先ほど一般会計の補正予算で説明がありましたとおり、消火栓の維持管理基数に変更がありましたことから、係る一般会計の負担金を総務省通知の繰出基準に基づき65万8,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出については、最初に支出からご説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費については、災害復旧事業等の工事請負費において入札に係る請け差が生じていることから412万円を減額するものです。

次に、収入について申し上げます。

1 款資本的収入 1 項企業債は、建設改良費の減に伴い係る財源となる水道事業の企業債を 2 6 0 万円減額措置するものです。

2 項工事負担金は、こちらも先ほど一般会計の補正でありましたとおり、建設改良費のうち、消火栓関連工事に要する一般会計からの負担金を 2 6 万 1, 0 0 0 円増額措置するものです。

4 項国庫補助金は国庫補助事業の建設改良費の減額に伴い、その財源となる国庫補助金を 3 5 7 万 6, 0 0 0 円を減額するものです。

5 項出資金は、建設改良費のうち、繰出金通知に伴う一般会計が負担すべき事業費の財源となる出資金 7 4 万 9, 0 0 0 円を減額するものです。

最初のページにお戻りください。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第 1 款水道事業収益 6 5 万 8, 0 0 0 円増額し、総額 4 億 4, 8 4 3 万円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3, 1 0 2 万 2, 0 0 0 円を 1 億 3, 3 5 6 万 6, 0 0 0 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 3 3 万 2, 0 0 0 円を 4 4 5 万 3, 0 0 0 円に、当年度損益勘定留保資金 9, 8 3 9 万 9, 0 0 0 円を 1 億 8 2 万 2, 0 0 0 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第 1 款資本的収入 6 6 6 万 4, 0 0 0 円減額し、3, 9 0 6 万 3, 0 0 0 円とするものです。支出、第 1 款建設改良費 4 1 2 万円減額し、総額 1 億 7, 2 6 2 万 9, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、予算第 9 条中、繰り入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから議案第 1 9 号平成 3 0 年度山元町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 1 9 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（阿部 均君）日程第 1 3. 議案第 2 0 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第 2 0 号平成 3 0 年度山元町下水道事業

会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

こちらにも、初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益は、総務省通知の繰り出し基準に基づきまして、基礎年金拠出金に要する経費など一般会計からの補助金を調整し、合計で506万2,000円を減額するものです。

次に、支出について申し上げます。1款下水道事業費3項特別損失は、東日本大震災に伴う修繕料600万円を減額措置するものです。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益506万2,000円減額し、総額6億4,671万円とするものです。支出、第1款下水道事業費600万円減額し、総額4億9,895万3,000円とするものです。

第3条、予算第10条中の繰り入れする金額を記載のように改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第20号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

午後2時45分 休憩

---

午後3時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第14、議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第28号平成30年度（債務）漁機2号 東波除堤工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

提案理由でございますけれども、東波除堤工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規

定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元の配布資料No.18で説明をさせていただきます。

主な項目について説明をさせていただきます。

1、契約の目的です。記載のとおりとなっております。

2、契約の方法です。条件つき一般競争入札となっております。

3、契約の金額です。10億9,745万2,800円、落札率としましては、86,1パーセントとなっております。

4、契約の相手方、東洋建設株式会社東北支店となっております。

5、工事の場所です。山元町磯地先となっております。

6、工事の概要ですが、資料の2枚目をご覧ください。工事の内容としましては、防波堤の延伸工事となっております。こちらお手元のA3判の資料、これが防波堤の断面図となっております。このような断面で80メートルの防波堤を築造する内容となっております。

1枚目にお戻りください。

7、工期となります。工期は契約の翌日から32年12月18日までとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。議案第29号平成30年度（債務） 漁復1号 磯浜漁港漁具倉庫新築工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、磯浜漁港漁具倉庫新築工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

議案の概要につきましては、お手元の配布資料No.19のほうで説明をさせていただきます。主な内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は記載のとおりとなっております。

2、契約の方法ですが、条件つき一般競争入札としております。

3、契約金額です。1億2,886万5,600円、落札率としましては86,98パーセントとなっております。

4、契約の相手方です。株式会社阿部工務店、亶理町の企業となっております。

5、工事の場所ですが、山元町磯地内となっております。

6、工事の概要です。建築工事一式としまして、建築用途、倉庫業を営まない倉庫といたしまして、敷地面積1万4,765平米。

資料の3枚目をご覧ください。こちらが今回新築予定しております漁具倉庫の平面図となっております。小型定置用の漁具をしまう倉庫とシラス引き網等の漁具を収納する倉庫となっております。

1枚目にお戻りください。

建築構造としましては、木造の平屋建て、建築の面積としましては875.6平米、延べ床面積としまして844.66平米、その他電気設備、機械設備、外構工事一式という内容となっております。

7、工期でございますが、契約の翌日から平成31年10月15日までとなっております。

概要の説明については以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけお伺いします。入札のやつで辞退が3社あります。それで、入札の今説明があった阿部工務店、これが港湾の工事に対してどれだけの実績持っている会社なんですか、それだけお伺いします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。今回用途は漁具倉庫となっておりますが、内容は建築工事となっておりますので、漁港の港湾の実績というよりは建築一式の実績を考慮して条件を設定したという内容となっております。

12番（青田和夫君）はい、議長。これ建築物であれば、倉庫だけの考えでいいんですか、それとも氷温装置まできちんと格納できる状況になっているのかちょっとお伺いします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。あくまでも漁具をしまうような仕様にはなってございますが、建築物としては一般的な建築物という形になっておりますので、通常の建築一式工事という形で考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号平成30年度（債務） 漁復1号 磯浜漁港漁具倉庫新築

工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第16. 同意第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、本町の震災復興計画の最終段階を迎える平成29年7月から約2年間にわたり、農水産物直売所やまもと夢いちごの郷のオープン、役場庁舎の再建、そして、消防広域化の推進など多大なご尽力をいただいた武田健久副町長が今月末をもって県に復帰することになりました。

武田副町長には本町の山積する諸課題解決と多事多難な町政運営に果敢に取り組み、大きな成果を上げていただきましたこと、心から厚く感謝と御礼を申し上げます。県に復帰されましても常に第2のふるさと山元町を中心に敏腕を発揮していただくことを大いに期待しております。

つきましては、残り2年となった復興期間における本町の創造的復興の完遂を考えたとき、武田副町長の後任者につきましても引き続き県からお力添えをいただきたく要請申し上げましたところ、樋口保氏を推薦いただきましたので、選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

次ページに略歴書をおつけしておりますが、樋口氏は、昭和45年生まれの48歳、岩手大学を卒業後、平成5年に県採用となり、保健福祉部、環境生活部、経済商工観光部、総務部などの勤務を経て、現在、保健福祉部医療政策課にあつて課長相当職である副参事と総括課長補佐の立場にあります。幅広い行政経験を通じて県政発展に貢献されており、性格温厚にして明朗快活、人格高潔で人望も極めて厚く、本町の復興創生課題に対する豊富な経験と知識を有している方であります。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第17. 同意第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第2号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の荻原美智絵氏は、今月末を持って任期満了となりますので、その後任者として上平区在住の古泉加奈氏が適当と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

次ページに小泉氏の略歴書をおつけしておりますが、古泉氏は、高校3年生、高校1年生、中学3年生の3人のお子さんのお母さんで、坂元中学校のPTA副会長を務めており、教育に対する深い関心や熱意をお持ちの方でございます。

法律において教育委員への保護者の選任が義務化されておりますことから、その委員としてお願いするものでございます。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第2号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第2号は同意することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 諮問第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の森滋則氏は、平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として山寺区在住の菅野久美子氏を法務大臣へ推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

次ページに菅野氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えます

ので、ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は適任と答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号はこれに適任と答申することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 9 . 議案第 1 号を議題とします。

本案件は、2 月 2 5 日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査を終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長高橋建夫君登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（高橋建夫君）はい、議長。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成 3 1 年 2 月 2 5 日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので山元町議会会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

議案第 1 号。山元町森林環境整備基金条例。

審査の結果、可決すべきもの。

山元町議会議長 阿部 均殿

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

産建教育常任委員会委員長高橋建夫

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 1 号山元町森林環境整備基金条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第20．議案第21号から日程第26．議案第27号までの7件を一括議題とします。

議案第21号から議案第27号までにつきましては、3月4日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長高橋建夫君登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（高橋建夫君）はい、議長。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は平成31年3月4日付で付託された議案を審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第21号平成31年度山元町一般会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

議案第22号平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第23号平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。

議案第24号平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第25号平成31年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算。可決すべきもの。

議案第26号平成31年度山元町水道事業会計予算。可決すべきもの。

議案第27号平成31年度山元町下水道事業会計予算。可決すべきもの。

なお、議案第21号から27号まで全て可決すべきものといいたしますが、特に留意すべき意見として、

1つ目、議案第21号平成31年度山元町一般会計予算について、予算執行に当たっては随所において見受けられる説明不足を解消し、共通理解と認識のもと、協議を重ね、各種事業を進めるべきである。

2つ目として、議案第24号平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算について、基金を有効に活用し、被保険者の負担軽減を図るべきである。

山元町議会議長 阿部 均殿

平成31年3月12日

予算審査特別委員会委員長高橋建夫

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第21号平成31年度山元町一般会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第21号平成31年度山元町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第22号平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第22号平成31年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第23号平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第23号平成31年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第24号平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第24号平成31年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決しま

す。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成31年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成31年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成31年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成31年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第27号平成31年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第27号平成31年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第27. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第28. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議員派遣の内容に今後変更を要するときは、議長一任とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時31分 閉会

---